

平成20年加美町議会第1回定例会会議録第1号

平成20年3月6日(木曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員(1名)

15番 尾形勝君

欠員なし

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長 総務課長兼	森田善孝君
行政改革推進室長	早坂宏也君
会計管理者兼会計課長	五十嵐信一君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長 税務課長兼	吉田恵君

特別徴収対策室長	竹 中 直 昭 君
農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
農業振興対策室長	府 田 周 一 君
森林整備対策室長	浅 野 恒 昭 君
商工観光課長 やくらい高原温泉	伊 藤 東 君
保養センター所長	齋 藤 吉 男 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早 坂 律 子 君
上下水道課長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	高 橋 行 雄 君
宮崎支所長	小 松 信 一 君
参事兼総務課長補佐	岩 渕 浩 弥 君
教 育 課 長	高 橋 ちえ子 君
教育総務課長	伊 藤 善一郎 君
社会教育課長	三 嶋 秀二郎 君
文化振興課長	三 浦 庄一郎 君
体育振興課長	大 類 恭 一 君
農業委員会会長	三 浦 又 英 君
農業委員会事務局長	兔 原 伸 一 君
代表監査委員	川 熊 忠 男 君
監査委員書記	小 山 元 子 君
	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君

議事日程 第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 施政方針

第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。15番尾形 勝君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成20年加美町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

地方自治法第121条の規定により森林整備対策室長も出席しておりますので、報告申し上げます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

17番一條 寛君、18番星 義之佑君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から3月19日までの14日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、3月19日までの14日間と決しました。

日程第3 施政方針

○議長（米澤秋男君） 日程第3、平成20年度施政方針に入ります。

施政方針につきましては事前に議員各位に配付いたしておりますので、要約してお願いをいたします。町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成20年加美町議会第1回定例会が開会され、平成20年度一般会計及び各種特別会計、水道事業会計の当初予算案並びに提出議案を御審議いただくに当たり、加美町の町政運営の基本方針及び主要施策の骨子を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんに御理解と御協力をお願い申し上げます。

加美町は、3町合併から5年が経過しようとしております。この間、旧町間の交流が進んだことで、住民の意識も徐々にではありますが、加美町の町民という意識に変わりつつあるように感じられます。

合併後は、できるだけ速やかに加美町が持つ人材や資源、財産等のすべてを結集し、新たな町の枠組みを整え、基本方針を決めていくことが最重要課題でありました。

したがって、制度や仕組みにおいて統一を図れるものは統一し、施設で重複するものや統合した方が合理的な運営が可能なものは統合する、まだ統合に向けて相互理解が必要なケースでは、将来のあるべき姿に向け議論を開始し話し合いを十分に積み重ねていくなど、できるだけ早く、合併の直接的な効果であるスケールメリットを生かしながら、行財政改革と財政の健全化に取り組み、そして新しい町づくりに向け事業を展開していくことが重要でございます。

一方、御承知のように、近年の景気低迷が続き、国を初め、県及び市町村の財政状況はなかなか好転せず、合併した平成15年からは、国の三位一体改革を中心とする行財政改革の断行によって、市町村の財政はさらに悪化したという状況がございます。本町においても歳入規模が縮小していく中で、行政改革に取り組み、市町村合併に伴う特例措置等を活用しながら、新町建設計画の実現のための努力を行ってきた経過がございます。

積極的な投資ができない状況にあっては、町民の方々が納得できるような新しい町づくりは、なかなか難しいことではありますが、常に行財政改革についての視点を持ち、焦点を絞った事業の展開を行ってまいりたいと考えております。

町の方針について、町民の皆さんに御理解いただくことが前提となりますので、町としても、行政情報等を積極的に公開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成20年度予算の編成方針等について申し上げます。

平成20年度の国の予算につきましては、昨年12月に閣議決定され、今国会に提出されておりますが、一般会計予算の歳入歳出規模は83兆613億円で、対前年度当初比0.2%の増加となっ

ております。予算編成に当たっては、歳出改革を軌道に乗せるため最大限の削減を行うとともに、予算の重点化・効率化を図った結果、新規国債発行を4年連続で減額することとなり、財政健全化に向けた努力がなされておるものと思われまます。

また、政府は平成20年度地方財政計画を国会に提出し、一般に公表しておりますが、それによりますと歳入歳出の規模は83兆4,014億円で、前年度比0.3%の増加となり、6年連続マイナスからプラスに転じております。歳入面では地方税が40兆4,703億円で、前年度に比べ0.2%の微増を見込んでいるほか、地方交付税の総額は15兆4,061億円で、前年度に比べ1.3%増となっております。また、地方交付税と臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債を合わせた額は18兆2,393億円で、前年度に比べ2.3%の増加となっており、地方税収の伸びが鈍化する中で、実質的な地方交付税総額を増額確保しております。

一方、歳出面では基本的にはこれまでの歳出抑制の方向を維持している中で、歳出の特別枠として「地方再生対策費」として4,000億円を創設し、地域活性化と格差是正を図ろうとしております。投資的経費の総額は14兆8,151億円で、前年度に比べ2.7%の減、うち地方単独事業債は3.0%の減となっております。

また、宮城県の平成20年度一般会計当初予算の規模は7,840億5,982万円で、前年度に比べ1.8%の減少、4年連続のマイナス予算となり、特別会計を合わせた総額も9,816億1,445万円、1.5%の減で、「緊縮型予算」となっております。その中で、富県宮城の実現に向け積極果敢に挑戦するため、「みやぎ発展税」収入による基金事業を意欲的に展開するとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げた基本方向を具体化するための予算化を行っております。

加美町の当初予算について申し上げます。

加美町の予算編成に当たりましては、ただいま申し上げました国の予算や地方財政計画を踏まえつつ、町政運営の三つの柱としている「聖域なき行財政改革の断行」「活力ある地域循環型の町づくり」「安心して定住できる環境の整備」を目指した予算編成を行っております。

一般会計の歳入歳出予算総額は122億4,500万円で、昨年度の骨格予算を基調とした平成19年度一般会計当初予算総額と比較すると、1億4,000万円、1.2%の増加となりました。

歳入の主なものについて、平成19年度当初予算額と比較で見ますと、町税は25億3,324万円で、前年度比703万円、0.3%の減となっております。地方交付税では、地方再生対策費の上乗せ分が見込まれるものの、合併支援措置6,000万円がなくなるほか、特別交付税も減額見込みであるなどにより、交付税総額は59億2,900万円となり、前年度比で2,100万円、0.4%の減額といたしております。

国庫支出金は37.5%増の3億5,366万円で、その主なものは障害者自立支援介護等給付費負担金9,563万円、地方道路整備臨時交付金3,060万円、公立学校施設整備費交付金7,000万円等を計上いたしております。

県支出金は12.1%減の4億5,961万円で、その主たるものは障害者自立支援介護等給付費負担金4,781万円、保険基盤安定負担金1億1,786万円、県民税徴収委託金4,400万円、文化財保護費委託金4,882万円等を計上いたしております。

繰入金には、財政調整基金から3億円、ふるさと創生基金から1,000万円の基金繰入金等を計上いたしております。

町債は公的資金地方債補償金免除繰上償還制度を活用し、1億4,340万円を借換えすることから、8.0%増の14億4,990万円となりました。事業別では町道整備事業債2億520万円、小学校整備事業債1億7,750万円、生涯学習施設整備事業債2億4,110万円等を計上したほか、地方交付税振替分としての臨時財政対策債4億3,600万円を計上いたしております。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、人件費を初め、県道改良補償事業として4,861万円を計上したほか、情報システム経費として1億2,826万円を計上いたしております。

民生費には、小学校6年までの児童医療費助成2,362万円を新たに計上したほか、後期高齢者医療給付費2億1,914万円、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金1億4,025万円、国民健康保険事業特別会計ほか特別会計繰出金5億8,484万円、障害者自立支援介護等給付費1億9,127万円、児童手当1億9,320万円を計上いたしております。

衛生費には、健康増進施設指定管理委託料5,154万円、健診委託料4,626万円のほか、大崎地域広域行政事務組合負担金6億3,194万円を計上いたしております。

農林水産業費には、土づくりセンター整備事業1億1,655万円、県営土地改良事業負担金5,920万円、町有林保育管理事業3,377万円等を計上しております。

商工費には、商工会への補助金を初め、各種イベント助成事業等1,371万円を計上いたしております。

土木費には、公園施設管理委託費に2,890万円、町道整備事業費2億707万円、下水道事業特別会計繰出金4億7,479万円等を計上いたしております。

消防費には、消防団活動経費を初め、大崎地域広域行政事務組合負担金3億3,343万円等を計上いたしております。

教育費には、小学生から英語教育導入事業費2,426万円のほか、中新田小学校大規模改造事業に2億1,417万円、生涯学習施設整備事業2億5,380万円などを計上いたしております。

公債費には、町債発行に係る元利償還金30億 3,689万円を計上いたしております。

平成20年度の各種会計予算総額は、次のとおりでございます。

一般会計 122億 4,500万円、国民健康保険事業特別会計29億 1,300万円、老人保健特別会計 3億 3,800万円、後期高齢者医療特別会計 2億 3,800万円、介護保険特別会計19億 4,800万円、介護サービス事業特別会計 1,000万円、加美郡介護認定審査会特別会計 570万円、霊園事業特別会計 320万円、町営駐車場事業特別会計 750万円、下水道事業特別会計17億 1,140万円、浄化槽事業特別会計 1億 600万円、工業用地造成事業特別会計 1億 6,240万円、水道事業会計においては、収益的収入及び支出 5億 3,800万円、資本的収入 1億 700万円、資本的支出 2億 4,145万円となっております。

本予算の執行に当たりましては、常に行財政改革を意識し、事務事業の再点検を行い、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、主要施策につきまして、町の総合計画に掲げられている六つの将来像に沿って御説明を申し上げます。

自然と共生する地球にやさしいまちという第1項目がございます。

この中の環境保全対策でございますが、21世紀は環境の世紀と言われ、世界的規模で温室効果ガス削減に取り組んでいる中で、本町もまた、豊かな自然を次の世代に引き継ぐ使命を担っております。町では平成17年4月から地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設を対象に電力消費量や公用自動車燃料、暖房燃料等の削減に取り組んでおります。

20年度におきましても昨年に引き続き町民環境フェアを開催し、循環型社会の実現に努めてまいります。

平成21年4月からは大崎地域全体で紙製の容器包装と古布の分別収集が始まります。本町においても遅滞なく分別収集に移行できるよう、20年度は中新田・小野田・宮崎地区からそれぞれモデル行政区を選定し、試行収集を行いながら各行政区において説明会を開催し、公衆衛生組合を中心にごみの減量、分別の推進を図ってまいります。

2番目、健やかで元気あふれるまち。

健やかで元気あふれるまちづくりを実現するため、住民一人ひとりが健康な生活を送り、そして、子供たちがすくすくと成長できるよう、保健・医療・福祉の三位一体化した施策を展開し、少子高齢化に対応した環境づくりに取り組んでまいります。

健康増進事業について申し上げます。

健康増進対策につきましては、健康増進計画「げんき加美町21」の目標を推進するために、

地域・組織ぐるみで積極的に健康づくりに取り組んでまいります。

母子保健事業については、少子化対策の一環として、無料で健診が受けられる妊婦受診券の交付回数を2回から5回に拡大し、妊婦の経済的負担の軽減等を図ります。さらに、乳幼児の健診・相談事業の充実を図るとともに、臨床心理士による子供相談を開催し、子供の発達に沿った対応の仕方など、母親の育児不安の解消に努めてまいります。

成人保健対策では、平成20年度から始まるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・保健指導が滞りなく実施できるよう努めるとともに、あわせて、行政区ごとの健康教室や地区組織の育成・健診結果説明会などの保健事業の充実を図り、町民一人ひとりが若いときから健康づくりに取り組んでいけるよう支援してまいります。

次に、食育推進事業でございますが、国では平成17年に食育基本法を制定、宮城県では食育推進プランを策定したところであります。本町では、これを受け、家庭・学校・地域など関係機関と連携・強化を図りながら、食を通して町民の健康づくりを推進するため、食育推進計画を策定します。

児童福祉の関係で申し上げます。

町では、平成16年度に加美町次世代育成支援行動計画を策定し、五つの基本方針を立てております。

1、子育てをするための地域の支援体制づくり、2、健やかに育つための健康づくり、3、学び育つための環境づくり、4、子育てにやさしい生活環境づくり、5、自立支援の体制づくり、この五つの基本方針に沿って、子育てしやすい環境づくりに努めているところでございます。

町では、子育て支援センターを地域ごとに開設し、「集いの広場」を実施するなど、子育て支援を行っておりますが、平成20年度には、「にこにこ通信」を全戸に回覧するなど、子育て情報と相談しやすい環境づくりを行うとともに、ファミリーサポート体制の整備、いわゆる「子育て支援隊」の育成など子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

また、低年齢児の保育所待機児童が増加する等の状況から、保育システムの改善が必須であり、幼稚園・保育所等関係機関を含め検討組織を設置し、平成21年度に向け早急に取り組んでいく方針にいたしております。

次に、平成20年度の重点事業の一つとしている乳幼児・児童に対する医療費の助成につきましては、子育て中の保護者の医療費の負担軽減を図るため、小学1年生までとしている医療費助成を小学6年生までに拡大し、所要額を計上いたしております。さらに、第3子からの出産

祝い金等も継続し、宮城県で実施する「みやぎっこ子育て家庭応援事業（応援カードの配布）」協賛店からサービスが受けられる体制づくりや、地域における安全安心見守りネットワークの強化等に努め、子供がより安心して健やかに育つ環境づくりを積極的に推進してまいります。

高齢者福祉について申し上げます。

高齢者福祉対策では、高齢者の自立的な生活を支援し、だれもが安心して毎日の生活を送ることができるよう、平成20年度においても緊急通報システムの設置運営、寝具の洗濯乾燥消毒サービス、寝たきり老人等への紙おむつ代の補助、自立者支援のためのホームヘルパー派遣事業やデイサービス事業、養護老人ホームへの措置入所事業等を実施いたします。

高齢者の生きがいつくり対策では、引き続き、老人クラブや行政区が主体となって実施しているミニデイサービス事業への活動を支援してまいります。また、70歳以上の高齢者を対象に、薬師の湯とゆ〜らんの温泉施設が半額で利用できる「高齢者温泉入湯助成事業」や、65歳から69歳までと介護保険で要介護3以上の認定者を抱える介護家族に対する温泉利用券の交付事業も継続してまいります。

介護保険事業では、高齢化の進行による要介護認定者の増加に伴い、在宅サービスや、平成20年6月に宮崎地区に特別養護老人ホームが開設されることで、介護給付費も増加する見込みであるため、地域包括支援センターを核として、高齢者の総合相談や権利擁護、転倒予防事業、筋力アップ教室、地域支援運動サポーター養成講座等を実施し、介護予防の普及と啓発を行いながら、介護給付費の適正化に努めていきます。また、現在、事業展開している第3期介護保険事業の現状と課題の分析を行い、平成21年度を初年度とする第4期介護保険事業計画を策定します。

色麻町との共同設置による加美郡介護認定審査会につきましては、今後とも委員の研さんに努め、引き続き公平な審査判定に取り組んでまいります。

障害福祉について申し上げます。

障害者福祉対策においては、身体・知的・精神の3障害を一元化した障害者自立支援法に沿って、障害者がひとしく福祉サービスを地域において受けられるよう支援してまいります。

現在、町内には障害者の支援施設が6カ所ありますが、このうち加美町社会福祉協議会に支援を委託している心身障害者施設やくらいアットハウスにつきましては、支援体制を強化・充実するため所要額を計上いたしております。また、障害者自立支援法では、所得に関係なく費用の1割を負担しなければなりません。サービスを利用しやすくするため、継続して自己負担の軽減策を実施してまいります。

さらに、心身障害者に対する医療費の助成や、町内3地区で実施している障害者相談員による定例相談も、引き続き行ってまいります。また、平成18年度に策定いたしました第1期の加美町障害福祉計画は平成20年度までの計画でありますので、第2期の計画を策定いたします。

今後も、加美町身体障害者福祉協議会等と連携し、障害者のレクリエーション大会への積極的な参加等の支援をいたしてまいります。

国民健康保険事業・後期高齢者医療保険事業について申し上げます。

急速な少子高齢化の進展、低迷する経済、国民生活の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境が大きく変化する中で、財政基盤の脆弱な国民健康保険事業は、財政調整基金の繰り入れ等により、被保険者の負担軽減等を図りながら運営してまいりました。この状況の中、国では平成18年6月、安心・信頼の医療の確保と予防の重視を進めつつ、医療費適正化を総合的に推進するとともに、超高齢社会を展望した医療保険制度体系を実現するため、75歳以上の後期高齢者について新たな医療制度を創設し広域連合で運営することを決めました。

平成20年4月から、宮城県内36市町村が加入し設立した宮城県後期高齢者医療広域連合を運営母体に後期高齢者医療保険事業が開始いたしますが、町では申請などの窓口業務や保険料の徴収業務を行うため、その受け皿として今回新たに後期高齢者医療特別会計を設置することといたしました。また、現行の老人保健特別会計においては、過誤調整を行うため、経過措置として3年間存続することといたしております。

次に、生活習慣病対策のため国民健康保険や社会保険等医療保険の運営者に義務づけられた特定健診・保健指導が、新年度からスタートいたします。これまで老人保健法に基づき実施してまいりました住民健診は、疾病の早期発見・早期治療が主な目的でございましたが、4月からは高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者に生活習慣病に関する特定健診・保健指導の実施が義務づけられております。これは、40歳から74歳までの被保険者を対象として特定健診を実施し、健診結果に基づいた保健指導を行うことで生活習慣病を予防するとともに、医療費の削減や保険料の負担軽減につなげていくものでございます。

また、75歳以上の後期高齢者の特定健診・保健指導につきましては、努力義務となっております。宮城県後期高齢者医療広域連合が医療保険者となり、町が広域連合から委託を受け健診等を行うこととなります。

一方、レセプト点検につきましては、専門業者に点検業務を委託し、点検効果を高めることで、保険給付の適正化を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

結婚推進対策について申し上げます。

少子高齢化が進む中、結婚推進対策は加美町として重要な行政施策の一つであります。本町では青年交流センターを設置し、結婚対策を推進いたしております。

青年交流センターには結婚推進指導員を配置し、出会いの場の創出のための交流事業や未婚者の情報収集を行っており、現在27名の未婚者が登録いたしております。

昨年は、延べ94名の参加のもとに3回の交流事業を開催いたしましたが、この中からより多くのカップルが誕生することを願っているところであります。

町としても男女が積極的に参加できるようなイベントを工夫しながら、継続的に事業を展開いたしてまいります。

3、安全で快適に暮らせるまちについて申し上げます。

消防防災について申し上げます。

近い将来、高い確率で発生が予測されている宮城県沖地震に備え、関係機関、団体との連携を図るとともに、19年度までは33行政区の整備にとどまった自主防災組織の立ち上げにつぎまして、引き続き組織整備の推進を図り、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

防災訓練につぎましては、町の災害対策本部設置訓練も含め、平成20年度はより多くの方々が参加できるよう、行政区独自の訓練も交え、行政区役員、消防団、交通安全指導隊、防犯指導隊、婦人防火クラブ等の参加協力を得ながら、災害発生時における初動体制の連携、そして自助・共助・公助それぞれの役割分担を互いに確認できるよう意識の啓発を図り、全町一斉に実施いたします。

予防消防につぎましては、消防署・消防団初め婦人防火クラブとの連携を密に、火災予防に徹するとともに、消防演習の実施や大崎支部消防操法大会出場などを通じ資質の向上、技術の研さんに努めながら、団員及びクラブ員相互の融和、結束の強化を図ってまいります。

消防防災に関する施設設備は計画的に配備を進めており、平成20年度は防火水槽の新設1基及びホース乾燥塔3基の整備を行うとともに、現有施設・設備の点検や補強を行い、災害時において的確に対応できるよう常に良好な状態の保持に努めてまいります。

また、水害対策につぎましては、洪水ハザードマップの作成や城生前田地区の水害対策工事についても平成20年度一部実施をいたします。

水道事業について申し上げます。

水道事業会計については、給水人口は減少しているものの、給水戸数はアパート等の新築によりほぼ横ばいで推移している状況にあります。施設の老朽化による更新等により経営環境は決して楽観できるものではないため、今後なお一層の経費節減に努め、健全な経営を行ってま

います。

平成20年度の主な事業につきましては、中新田給水区と青木原給水区を接続する緊急時用連絡管布設工事を行い、被災時における飲料水の確保、漏水事故及び濁水時等における水の安定供給を図ってまいります。また、宮崎給水区の東部配水池と小野田給水区の麓山配水池に、地震等により配水管が破裂した場合の異常水量、及び震度に反応し自動的に弁が遮断し、配水池の貯水量確保を図るために、緊急遮断弁を設置し、災害時における給水拠点として生活用水を町民に供給できるようにいたしてまいります。

下水道事業について申し上げます。

下水道の整備は、公共用水域の水質保全や健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない事業であり、計画処理区域の早期整備に努めてまいります。平成20年度は中新田処理区の広原地区、鳴瀬地区の污水管渠工事及び平成19年度に污水管渠工事を実施した路線の舗装本復旧工事を行います。

また、下水道未接続者への接続依頼や啓発活動を積極的に行い、水洗化率の向上に努めてまいります。

浄化槽事業につきまして申し上げます。

浄化槽事業は下水道事業と同様に必要不可欠な事業であり、生活排水処理を適切に行い公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成17年度に事業を開始いたしました。

平成17年度から19年度までに 191基の浄化槽を設置するとともに、個人で設置及び管理をしていた浄化槽35基の帰属を受けて、町で適切に維持管理を行っております。平成20年度においても70基の浄化槽設置を予定いたしております。

道路関係について申し上げます。

本町の道路は、793路線、638.4キロメートルであり、全町道の改良率は76.2%、舗装率は66%となっており、橋梁については、275橋、うち15メートル以上は52橋であります。

また、本町には国・県道合わせて10路線、92.6キロメートルがあり、産業経済の交流基盤となるほか、地域間の連携や地域づくりを推進する上で重要な役割を担っており、その整備促進は緊急の課題であります。

平成20年度の町道整備につきましては、地方道路整備臨時交付金事業（旧雪寒事業）による西上野目矢倉線、町頭台崎線の防雪さく設置工事や宮城県水力発電施設周辺地域交付金事業による小瀬北の口線の舗装工事、また西町沖線（花楽小路）歩道改良舗装工事ほか20路線、合わせて24路線の道路工事を予定しております。

橋梁につきましては、長寿命化及び修繕・かけかえに係る費用の縮減に向けた長寿命化修繕計画、15メートル以上の52橋が対象であります。これを平成23年度から24年度策定に向け準備を進めております。

除雪機械につきましては、雪寒機械整備事業により、老朽化により修繕が多くなった宮崎支所の除雪ドーザ1台を更新し、冬期間の交通確保に努めてまいります。

国・県道は、広域的交流等に必要不可欠であり、国道347号については、宮城・山形両県の中核都市圏を結ぶ路線として、また国道457号につきましては中山間地域の連携軸、そして国道4号のバイパスとして、また各県道については、最上圏域及び大崎圏域との交流拡大、地域振興として必要な路線でありますので、関係団体と協力して事業量の確保に努めてまいります。

交通防犯対策について申し上げます。

平成19年中の町内における交通事故の発生件数は、物損事故377件、人身事故82件の合計459件で、平成18年の551件に対して92件の減となっております。人身事故のうち死亡事故は平成18年が2件ですが、平成19年は発生していない状況であります。

加美町では、交通安全運動の重要性から、自転車の安全利用の推進、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶に向けて、行政区交通安全母の会、警察交通安全協会など、多くの関係機関と連携し、交通事故抑止に努めてまいります。また、交通弱者である子供と高齢者への交通安全教育を徹底するため、交通安全教育活動に従事する専門職員と交通安全指導隊員で、各行政区及び保育所・幼稚園や小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めているところであり、今後も地域に根差した交通安全教育の推進を図ってまいります。

防犯関係では、町内の犯罪件数は昨年より減少傾向にある一方、不審者によるつきまとい等が数件発生いたしております。このような状況のもと、多様な犯罪の未然防止のため防犯指導隊による下校時や夜間のパトロールなどの防犯活動を初め、防犯協会による地域住民への啓発活動を行っているところであります。さらには、全行政区に安全安心パトロール隊が結成されており、町全域に安全安心の輪を強力に推進いたしてまいります。

また、犯罪の抑止のための環境整備も必要であり、各行政区から要望のある防犯灯の設置につきましては、年次計画により整備いたしてまいります。

住宅関係について申し上げます。

公営住宅は、住宅施策の核として、入居者の動向を踏まえながら、管理担当課と連携し、整備を推進いたしてまいります。

平成20年度には、北原団地の集会所建設を予定しており、本集会所の建設で北原団地の建てかえ事業は完了となります。

また、発生が予測されている宮城県沖地震による木造住宅の倒壊及びそれに伴う人的被害を軽減するため、耐震性を確認する木造住宅耐震診断助成事業や診断で危険と判定された住宅の耐震改修工事の一部を助成する木造住宅改修工事助成事業を本年度も継続して実施いたしてまいります。

住民バスについて申し上げます。

民間の路線バス廃止に伴い平成18年10月から住民バスを運行しており、住民の通勤・通学、通院、買い物等の際の足として利用されております。今後の高齢化社会を考慮しながら自宅から目的地までの区間をデマンド方式、予約乗合型のバスとして5台が運行いたしてしております。

昨年の利用者数を見ると、1日平均約140人、1年間で約2万8,400人の利用者があり、これは加美町の総人口を上回っております。利用目的では、約6割が病院等の医療機関を行き先といたしており、高齢者の足として徐々に定着しているように思われます。今後、町内の輸送事業者との協力体制を図りながら、利用者の利便性の向上と走行安全性の確保、あわせて地域の活性化に努めてまいります。

4番目の魅力・やりがいでのぎわいのあるまちについて申し上げます。

まず、農業について申し上げます。

平成19年度より導入された「経営所得安定対策等大綱」に基づき、担い手の育成や農業者・農業者団体の主体的な取り組みを推進し、エコ米や特別栽培米等の有機栽培による売れる米づくり、品質の高い大豆・ソバ・野菜等の転作畑作物による産地づくり等の確立、また耕畜連携による飼料作物としての飼料米や稲発酵粗飼料への取り組み等、集落営農を基本とした担い手等による農業経営の確立を図ってまいります。

土づくりセンターにつきましては、環境に配慮した資源循環型農業の中核施設として整備を進めておりますが、平成20年度中に施設の建築工事及び機械の設備工事などが完了し、試験運転を経て、平成21年4月の本格稼働に向け事業を推進いたしてまいります。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、共同活動、営農活動を通じて、「適切な農業施設の維持管理」と「環境にやさしい農業」の実現に向けた集落ぐるみでの取り組みに対し、平成20年度においては新たに4組織の営農活動を推進いたしてまいります。

このことにより、共同活動については、前年度と同様の33組織、営農活動につきましては5組織が取り組むこととなりますので、さらなる農地・水・環境の保全と質的向上を図りなが

ら、良質米の生産・売れる米づくりを推進いたしてまいります。

グリーン・ツーリズム事業につきましては、加美町グリーン・ツーリズム推進会議を実践母体とし、毎年、県内中学生の農業体験学習を積極的に受け入れておりますが、平成20年度からモデル的に実施される総務省・文部科学省・農林水産省、三省合同による「子ども農山漁村交流プロジェクト」事業、小学生の長期宿泊体験活動事業であります。これの受け入れモデル地域実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷から管理不十分な森林が増加するなど依然厳しい状況下にあります。森林が担う役割も、単なる木材生産機能から、水源の涵養や地球温暖化防止、森林資源を活用した教育の場など多様化いたしております。特に、温室効果ガス排出量の抑制のため、二酸化炭素の吸収能力が大きい育成林の整備が重要視されているところでございます。このような情勢の中、現行の加美町森林整備計画及び森林施業計画に基づき、森林の保全を目的とした水土保全林、木材の生産に供する資源循環林、森林教育等の場として活用する森林と人との共生林に区分し、森林の生態系が長期にわたり安定的に維持されるよう長伐期施業を基本とした適切な森林施業を推進し、良好な森林の整備・管理に努めてまいります。

水産業について申し上げます。

町内を貫流する鳴瀬川、田川は資源に恵まれた豊かな生態系が維持されております。こうした本町の資源保持と自然環境の保全や、有害外来魚の駆除対策等も含め、鳴瀬吉田川漁協と連携を図りながら、アユ、イワナ、ヤマメの稚魚の放流を継続いたしてまいります。

商工業について申し上げます。

商工業の振興につきましては、全国的には緩やかに景気回復の風が流れていますが、商工業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。加美商工会との連携を密にしながら、町内の消費需要を喚起し、中小企業者、サービス業者及び商店街の活性化を図るため、これまで同様に、後継者の育成や商工会等関係団体が実施するさまざまな事業に対する支援を継続いたしてまいります。

このほか、地元商店での購買意欲の促進と住民サービスの向上のため、税金にも使える「ポイントカード」の導入の準備を進めているところでございます。

また、町融資制度については、預入金額を確保することで継続して制度の利活用を推進し、町内中小企業者の健全経営支援に努めてまいります。

消費者行政につきましては、年々急増する架空請求や振り込め詐欺など、消費生活のトラブルを専任の消費生活相談員により、的確な指導助言と啓発活動を進めながら未然防止に努めて

まいります。

企業誘致活動につきましては、平成22年に移転予定のセントラル自動車や東京エレクトロンの関連企業の誘致を進めるとともに、想定される企業誘致以外の分野での波及効果への対応として、企業誘致推進本部をそれぞれの分野ごとに増強するなど臨機応変に対処してまいります。また、公約に掲げておりますハローワークの機能組織の開設につきましては、これまで準備を進めてきており、平成20年度の半ばまでに設置し、町民の安定的な雇用機会の確保と町民所得の向上に努めてまいります。

観光について申し上げます。

観光事業の振興につきまして、薬口山や陶芸の里、鳴瀬川などの豊かな自然を背景に、温泉リゾート施設等の集客施設を生かして、観光客等への利便性を考慮した観光事業の展開を図ってまいります。

観光スポットの案内を充実させた見やすい観光ガイドブックや観光マップ等を作成し、最新かつ的確な観光情報を発信して、観光資源の宣伝やその活用を図ってまいります。また、観光情報ホームページの充実を図り、多様化するお客さまのニーズに対応したわかりやすいインターネット情報の提供を図ってまいります。

ことし10月～12月に全国に向けて宮城県を集中的に観光PRする「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が開催されます。本町では温泉や自然、関連イベント等の観光資源を十分アピールするため、各観光施設の入浴、入園料の半額割引券の提供など、さまざまな特典で入り込み客数の増加を図ります。

各種イベント事業につきましては、都市住民との交流により観光施設や各種産業の振興に大きな効果をもたらすことから、各地区の特色を生かして開催内容により一層の検討を加えながら継続してまいります。

薬師の湯は、平成4年に掘削してから15年が経過し、温泉温度が年々低下していることから、新たな源泉掘削のための調査費等を予算計上いたしております。

エネルギー対策について申し上げます。

二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム導入の助成事業とハイブリッド車バッテリー交換時の費用助成事業を継続実施してまいります。

5番目のだれもが楽しく学べるまちについて申し上げます。

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、これからの教育のあるべき姿、目指す

べき理念が明らかにされました。これは新たな時代の教育の幕開けであり、19年6月には、学校教育法の一部を改正する法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法及び教育公務員法特例法の一部を改正する法律、いわゆる教育三法が公布され、20年4月1日から施行されることとなりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨は、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たすとともに、責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任について所要の改正を行ったものであります。

本町におきましては、この改正の趣旨を受け、地域の実情に応じて、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるよう、今般の定例議会において「教育委員会の委員の定数を定める条例」を定め、定数を5人から6人とし、また教育委員への保護者の選任義務化に基づき、現に子供を教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるよう、教育委員への保護者の選任を行い、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実を図ってまいります。

学校教育について申し上げます。

改正教育基本法の教育理念を踏まえ、規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画、また生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむことを教育の指針にしながら学校経営を行ってまいります。

確かな学力をはぐくむに当たって、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用した課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが肝要であり、町独自の小・中学校学力達成度テストや宮城県学習状況調査、また昨年43年ぶりに実施された全国学力調査を実施し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析しながら、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を行い、学力向上に向けた効果的活用を図ることといたしております。

本町では、児童の英語によるコミュニケーション能力の基礎を育成するとともに、中学校英語へのスムーズな接続を支援するために、英語活動等国際理解活動推進事業の指定を受け、西小野田小学校を拠点校とした英語教育推進事業を行っております。

これは、2011年の学習指導要領の改定で小学校高学年における外国語授業が週1時間の授業時数になることから、改定に先駆けた取り組みでもございます。

また、各学校の独自研究を奨励し、創意工夫による特色ある学校づくりと、教職員の資質や力量を高めるため教職大学院、教員支援プログラム研修への派遣や各種研修会への参加を推奨

し、指導力の向上を図ってまいります。

近年、児童生徒の障害の重複化や多様化に伴い一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が求められていることから、本町においても児童生徒の個々のニーズに対応した特別支援教育の取り組みを行ってまいります。

通学環境の整備について申し上げます。

全国的な治安の悪化による安全安心の確保、また地域の事情に合った通学バスの運行の観点から、従来の運行形態の全面的な見直しを行い、小・中学校のスクールバスの利用区域の拡大と充実を図ってまいります。宮崎地区におきましては利用区域の拡大、小野田地区では利用区域の拡大と下野目、月崎地区の新設、鳴瀬地区では冬期間におけるスクールバス運行経費への支援等、通学環境の整備を行ってまいります。

学校施設の整備につきましては、広原小学校、中新田中学校の改築等大型建設事業が平成19年度で完了いたしております。

平成20年度には、中新田小学校の耐震補強と大規模改修事業、宮崎小学校、旭小学校のプール改修工事を行うこととしており、今後予定されている各学校の大規模改修については、年次計画に沿って実施いたしてまいります。

小・中学校の再編について申し上げます。

児童生徒の減少に伴い、今後ますます学校の小規模化が懸念されている今日、適正規模に向けた学校再編は避けることができないため、教育委員会としても再編を行うべきとの認識に立って、地域の実情や課題、要望等を踏まえながら、子供たちの教育環境はどうあるべきか等を検討する「加美町立学校適正規模検討委員会」を設置し、学校再編について具体的な検討をいたしてまいります。

体育振興事業について申し上げます。

近年、本町においても、情報化社会の進展に伴う人間関係の希薄化、ストレスの増大や生活の利便性の向上による身体を動かす機会の減少、体力の低下など、心身両面にわたる健康問題への対策が重要な課題となっております。心身の健康保持・増進を図る上で、町民一人ひとりが運動及びスポーツを継続的に実践できるよう、個々の体力、ライフスタイル等に応じた大会並びに教室等の各種事業を各体育館と連携して展開いたしてまいります。

「一体感のある加美町」の醸成をより一層進めるべく「加美町オリンピック」を開催し、広く町民の間にスポーツへの理解と関心を深め、豊かな生活のより一層の推進に努めてまいります。

また、鳴瀬川カヌーレーシング競技場においての「日本ドラゴンカヌー選手権大会」、葉口山麓においての「やくらいクロスカントリースキー大会」を開催し、本町の「豊かな自然の魅力」を十分に活用しながら、健康づくりとスポーツ愛好者の誘客に取り組んでまいります。

文化振興事業について申し上げます。

本町には、城生柵跡、東山官衙遺跡、松本家住宅を初めとする国、県指定の文化財が数多くございます。これらの文化財の保存・伝承には関係する個人・団体等の力が最も大きなものがありますが、国・県の補助事業を導入しながら、町指定の文化財とあわせて保存・伝承に積極的に支援いたしてまいります。

埋蔵文化財の発掘調査では、宮崎北部地区県営経営体育成基盤整備事業、ほ場整備事業でございますが、及び県道柳沢中新田線道路改良工事に伴う「壇の越遺跡」の発掘調査を賀美石幼稚園敷地を中心に実施いたす予定でございます。また、県道中新田三本木線道路改良工事に伴う「地蔵車遺跡」の発掘調査と小野田門沢小瀬地区県営経営体育成基盤整備事業に伴う「三本松遺跡」の調査報告書作成も昨年度に引き続き実施する予定でございます。

文化振興では、子供たちにすぐれた舞台芸術に触れる機会を提供することにより、芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うことを目的として、昨年度4小中学校で文化庁主催の「本物の舞台芸術体験事業」を実施いたしました。平成20年度においても積極的に活用いたしてまいります。

社会教育について申し上げます。

平成17年度に、生涯学習活動の振興のための条件整備や施策などの基本的な方向を明らかにする加美町生涯学習計画を策定いたしました。

加美町宮崎生涯学習センター（仮称）が、宮崎福祉センターに隣接して年度内の完成を目指して建設工事が始まります。建物の構造は木造で、建築面積は渡り廊下を含め約1,000平方メートルとなっております。

また、現公民館施設等の解体及び駐車場等の環境整備は平成21年度に計画をいたしてまいります。

本町では、生涯学習事業の普及推進を図るため、行政区に生涯学習推進員を配置し、事業の普及・奨励・学習活動の推進をお願いいたしてありますが、地区住民の主体的な生涯学習活動を支援するため、講師等による生涯学習事業を実施した場合に、講師料の2万円を限度に助成する支援、いわゆるコミュニティライフ事業を今年度も展開いたしてまいります。

県の委託事業である地域と学校の協働による「みやぎらしい協働教育推進事業」のコラボス

クール推進事業、地域と学校との協働でございますが、これを昨年に引き続き、旭小学校並びに学区内地区の皆さんの御協力をいただいて実施いたします。

中新田文化会館では、平成20年度も国内外の演奏家を招聘し、的を絞った質の高い自主事業を開催いたします。また、地元の文化団体を初め、各種団体の発表の場としてことしも地域に根差した文化活動の充実に努めてまいります。

小野田文化会館の平成20年度の自主事業は、文化会館事業運営委員会から提案のあった中から、ミュージカル「雲たか山の鬼」・住民参加ワークショップ「風子とベー」・ポピュラー「イルカコンサート」の3事業を開催いたす予定でございます。

公民館事業としては、それぞれの公民館が、地域住民のニーズに対応した各種教室や講座等を開催してまいります。

小野田公民館では、平成20年度の新規事業として、宮城県と山形県尾花沢市を結ぶ古道、旧中羽前街道の歴史的、自然的価値を織りなす文化遺産を一人でも多くの方々に関心と理解を深めることを目的に、仮称「最上街道散策学習」を開催いたします。

また、民謡「小野田甚句」等が稲作農業とのかかわりから形づくられたと言われており、先人の歴史文化を後世に伝えるために、民謡の歴史と当時の生活意識を探るため「ふるさと民謡学習」を開催いたします。

また「やくらい学習塾」並びに「さわやか健康講座」等を開設する予定でございます。

中新田図書館は、加速する情報化社会の対応に伴う町民のニーズにこたえるため、各種資料の収集と提供を行うとともに、小野田図書館と密接に連携しながら、図書館ボランティアの積極的な養成を図り、協働による図書館サービスのより一層の向上に努めてまいります。

芹沢長介記念東北陶磁文化館・宗左近記念縄文芸術館・墨雪墨絵美術館、3館の運営に当たっては、町民の皆さんが美術文化に対する理解と親しみを持ち、精神的な豊かさを享受できるように、それぞれの作品展示や調査研究の支援を行うとともに、文化遺産として後世に伝えるため、収蔵作品の保存と補修を行ってまいります。

六つ目の住民と行政の協働による自立するまちでございます。

地域審議会について申し上げます。

合併時に新設されました地域審議会は6年目を迎え、委員も3期目となり新しい委員による審議が行われております。3地区の個性を生かしながら、地域の課題解決や活性化に向けて御提言をいただきたいと思いますと思っております。

男女共同参画について申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向け、平成19年3月加美町男女共同参画プラン及び行動計画を策定し、11月には、庁内の組織として町長を本部長とする加美町男女共同参画推進本部を立ち上げ、また町民の方々による推進委員会を設置し、推進体制を整えたところでございます。今後、参画プランに基づき、研修会や講演会等の啓発活動を行い、住民の意識改革等に取り組んでまいります。

行政改革について申し上げます。

町では、平成17年度を「行政改革元年」として、加美町行政改革大綱及び実施計画を策定し、全庁的な取り組みを行ってまいりました。計画では、平成22年度までの6年間を実施期間とし、ちょうど折り返し地点を迎えたところでございますが、これまでの取り組み事項の7割以上が実施または着手済みで、その効果も着実にあらわれており、今後も改革のスピードを緩めることなく一層取り組みの強化を図ってまいります。

実施計画後期3年の始まりとなる平成20年度は、団塊世代の大量退職の始まりでもあり、合併時に399人だった職員数は、平成25年4月には285人と、100人以上の減少となります。このため、5年先、10年先の町の姿を見据えながら、より機能的・効率的な組織の構築に取り組んでいるところでございます。特に近年、少子高齢化や環境問題、産業の振興あるいは防犯・防災に至るまで、地域の課題は複雑多様化し、従来の縦割りの組織では対応が困難となっておりますことから、これらの課題の解決に向けた重点施策の集中的推進を図るため、課横断的なプロジェクトチームによる取り組み体制を整備いたしてまいります。

このように職員削減が進む一方で、自治体の担うべき役割はますます増大し、行政サービスを維持していくためには、類似施設の整理統合や民間委託の推進が不可欠となっております。施設管理費の削減と利用者サービスの向上を図るため、公の施設への指定管理者導入を進めているところでございますが、財政面だけでなく人的・物的側面においてもその推進が一層重要性を増しておりますので、今後さらに力を入れて取り組んでまいります。

また、行政コスト適正化の一環として補助金の公平性や透明性を高めるため、平成18年度から補助金交付審査会を設置し、これまで全体の6割に当たる補助金の見直しを行ってまいりました。今後も公益性・効率性など納税者の視点に立った補助金制度改革を進めてまいります。

さらに、あらゆる行政活動についてその目的、効果及びコストの面から評価を行い、新たな改革改善につなげる「行政評価システム」の導入に取り組めます。その目的は、個々の事務事業が住民福祉の向上にどう役立っているのかを明らかにし、行政サービスの顧客である住民の立場に立った行政活動を定着させることにありますが、あわせて、職員の意識改革や政策形成

能力の向上にも役立ててまいりたいと考えております。

本町は、他の自治体に先駆けて合併を実現し、そのメリットを最大限生かしながら行政サービスの維持に努めてまいりました。しかし、一層厳しさを増す社会経済情勢の中、これからの自治体経営には、旧来のやり方にとられない柔軟な発想と戦略性を持った政策主導型の組織運営が必須となっており、今後もさらなる行財政改革の推進に努めてまいります。

以上、新しい加美町を創造していくための各種事業等を盛り込んだ予算編成を行ったところでございます。

私は昨年の6月、初登庁時において、「爾俸爾祿 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」という戒石銘を引いて、公務員のあるべき姿を職員に訓示をいたしました。また、6月の議会では所信表明で、山田方谷の理財論に学び、人間社会のありよう、ひいては行政の方向、使命をみずからに課し、その決意を示したところでございます。その思いを胸に新しい平成20年度に生かしてまいりたいと考えております。

「加美町は一つ、加美町の未来をともにつくろう」のスローガンのもと、2万7,000町民幸せのために汗を流してまいりたいと思います。議員の皆さん並びに町民の皆さんの御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。